

栃木県公共事業評価実施要領

第1 目的

栃木県（環境森林部、農政部、県土整備部（以下「公共三部」という。））が実施する公共事業において、事業着手前の計画段階から事業完了後に至るまでの事業の実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。

第2 事業評価の区分等

実施する事業評価は、次に掲げる事前評価、再評価及び事後評価からなるものとする。

また、事業評価は、事業に必要な情報・データの収集・報告等に基づき効率的かつ効果的に行うものとする。

1 事前評価

事前評価は、公共事業の効率性及びその政策形成過程の透明性の一層の向上を図るため、県民生活に与える影響が特に大きな公共事業の計画段階において、県民の幅広い意見を聴取しながら、事業推進の必要性や妥当性等を評価するものである。

2 再評価

再評価は、事業採択後一定期間を経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、社会経済情勢の変化等を踏まえて、事業継続の必要性や妥当性等を評価するものである。

3 事後評価

事後評価は、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果等について、総合的かつ客観的に評価を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映するものである。

第3 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、別紙-1のうち次に掲げる公共事業で、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

1 事前評価

- (1) 総事業費が10億円以上の事業。
- (2) (1)に準じる規模の事業で、特に事前評価を実施する必要がある事業。

2 再評価

- (1) 総事業費が10億円以上の事業。
- (2) (1)に準じる規模の事業で、特に再評価を実施する必要がある事業。

3 事後評価

- (1) 総事業費が10億円以上の事業。

第4 事前評価の実施に関する事項

1 事前評価を実施する事業

事前評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 対象事業において、事業着手前の計画段階で、事業費を予算化しようとする事業。

なお、事業着手前の計画段階とは、原則として、対象事業に係る国からの国庫補助事業等の事業採択、法令に基づく事業認可等又は用地買収着手のいずれか早い時点以前であり、かつ、対象事業に関する県民への説明責任を十分果たすことができる適切な段階とする。

- (2) 公共事業を所管する公共三部の長は、それぞれの部が所管する事前評価の対象事業を決定する。

ただし、総事業費が30億円以上の事業（以下「審議対象事業」という。）については、知事が事前評価の対象事業を決定する。

なお、事前評価の対象事業の決定は、原則として、事前評価を実施する年度の第1四半期末までとする。

2 事前評価の実施

- (1) 事前評価の実施手続

ア 事前評価の実施時期は、原則として翌年度予算に係る予算編成時期までとする。

イ 県は、データ収集等を行い、事前評価に係る資料を作成し、対応方針を決定する。

- (2) 事前評価の実施方法

ア 県は、事前評価の対象事業について、次に掲げる区分に応じて事前評価を行うものとする。

(ア) 審議対象事業

a 事業化の検討に必要な調査を実施した後、県が自ら審議対象事業の事前評価を行う「自己評価書」を作成する。

b 作成した「自己評価書」は、栃木県パブリック・コメント制度実施要綱第3条から第5条までの規定に基づき、県民から幅広く意見を聴取するものとする。

c 「自己評価書」、「県民意見の要旨及び県の考え」、「事業に対する県の対応方針（案）」で構成される審議資料をもとに、知事は栃木県公共事業評価委員会（本要領第7に定める栃木県公共事業評価委員会をいう。以下、「評価委員会」という。）に対し、事業化に関して、意見を求めるものとする。

d 評価委員会は、審議対象事業の事前評価について審議し、事業化に関して、知事に意見を提出するものとする。

e 知事は、評価委員会から意見の提出を受けたときは、それを尊重した上で、審議対象事業に対する対応方針を決定する。

f 評価委員会での審議結果及び審議対象事業に対する県の対応方針については、公表するものとする。

- (イ) 総事業費が30億円未満の事業（以下「報告対象事業」という。）

a 事業化の検討に必要な調査を実施した後、県が自ら報告対象事業の事前評価を行う「自己評価書」を作成する。

b 評価委員会は、報告対象事業の事前評価についての報告を受け、事業化に関して、助言を行うものとする。

c 県は、評価委員会での助言を参考に、報告対象事業に対する対応方針を決定する。

d 評価委員会での助言及び報告対象事業に対する対応方針については、公表するものとする。

る。

イ 前項の規定にかかわらず、報告対象事業のうち、知事が特に必要と認めるものについては、審議対象事業とすることができる。

3 事前評価の視点

事前評価を行う際の視点は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の必要性
- (2) 事業の適時性
- (3) 事業の適地性
- (4) 事業手法の適切性（県が事業主体となる理由等）
- (5) 事業により予想される効果及び影響
- (6) 事業コスト縮減等の可能性

第5 再評価の実施に関する事項

1 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了する場合は、再評価を実施しないものとする。

(1) 国土交通省所管補助事業等及び交付金事業

ア 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする。また、この場合において「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは、別紙-2のとおりとする。

イ 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは国庫補助事業については「5年間」、交付金事業については「10年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

ウ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

(ア) 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの。（着工準備費を予算化したものに限る。）

なお、「準備・計画段階」とは、(ア)に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」とし、「一定期間」とは5年間とする。

エ 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に別紙-3に示す期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業」とする。

オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体の長が行うものとする。

カ 留意事項

事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び、「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に読み替えることができるものとする。

(2) 農林水産省所管補助事業等及び交付金事業

ア 事業採択後長期間が経過している事業

(ア) 未着工の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過したものとする。

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする。また、「未着工の事業」とは、別紙-2

のとおりとする。

(イ) 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過したものとする。

(ウ) 再評価実施後一定期間が経過している事業にあつては、別紙-3に示す期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業とする。

イ 自然災害の発生、社会経済情勢の急激な変化、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体の長が行うものとする。

(3) 環境省所管補助事業等及び交付金事業

ア 事業採択後、3年間の経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする。また、「未着工の事業」とは、別紙-2のとおりにする。

イ 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

ウ 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に別紙-3に示す期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業」とする。

エ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体の長が行うものとする。

(4) 県単独事業

ア 事業採択後長期間が経過している事業

(ア) 未着工の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過したものとする。

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする。また、「未着工の事業」とは、別紙-2のとおりにする。

(イ) 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過したものとする。

イ 自然災害の発生、社会経済情勢の急激な変化、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体の長が行うものとする。

2 再評価の実施

(1) 再評価の実施手続

ア 再評価の実施時期は、原則として以下のとおりとする。

(ア) 国土交通省所管補助事業等及び交付金事業

a 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

b 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業にあつては、事業採択後、国庫補助事業は5年目の年度末まで、交付金事業は10年目の年度末までに実施する。

c 準備・計画段階で一定期間が経過している事業にあつては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。

d 再評価実施後一定期間が経過している事業にあつては、再評価実施時から別紙-3に示す期間経過後の年度末までに実施する。

(イ) 農林水産省所管補助事業等及び交付金事業

a 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点（6年目）で

実施する。

- b 未了の事業にあっては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点（11年目）で実施し、それ以後は5年ごとに実施する。

(ウ) 環境省所管補助事業等及び交付金事業

- a 事業採択後3年間を経過した時点で未着工の事業にあっては、事業採択後3年目の年度末までに実施する。
- b 事業採択後長期間を経過した時点で継続中の事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- c 再評価実施後3年間を経過している事業にあっては、再評価実施時から3年後の年度末までに実施する。

(エ) 県単独事業

- a 未着手の事業にあっては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点（6年目）で実施する。
- b 未了の事業にあっては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点（11年目）で実施し、それ以後は5年ごとに実施する。

イ 県は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定した上で、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行うものとする。

(2) 再評価の実施方法

- ア 県は、事業採択後長期間を経過している事業等の再評価を行うに当たり、評価に必要な調査を実施した後、「対応方針（案）」を作成する。
- イ 「対応方針（案）」等の審議資料をもとに、評価委員会に対し、事業の継続等に関して、意見を求めるものとする。
- ウ 評価委員会は、再評価の「対応方針（案）」について審議し、事業の継続等に関して、意見を提出するものとする。
- エ 県は、評価委員会から意見の提出を受けたときは、それを尊重した上で、再評価の事業に対する対応方針を決定する。
- オ 評価委員会での審議結果及び再評価の対象事業に対する対応方針については、公表するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は、以下のとおりとする。

(1) 国土交通省所管補助事業等及び交付金事業

- ア 事業の必要性等
 - (ア) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (イ) 事業の投資効果
 - (ウ) 事業の進捗状況
- イ 事業の進捗の見込み
- ウ コスト縮減や代替案立案等の可能性

(2) 農林水産省農村振興局所管補助事業等及び交付金事業

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ 受益農家、関係機関の意向
- カ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無等
 - (ア) 事業の執行に係る地域
 - (イ) 主要工事計画

- (ウ) 事業費
- (エ) その他

- (3) 農林水産省林野庁所管補助事業等及び交付金事業
 - ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
 - イ 森林・林業情勢、農山村の状況その他の社会経済情勢の変化
 - ウ 事業の進捗状況
 - エ 関連事業の整備状況
 - オ 地元（受益者、市町村等）の意向
 - カ 事業コスト縮減等の可能性
 - キ 代替案の実現可能性

- (4) 環境省所管補助事業等及び交付金事業
 - ア 事業の必要性等
 - (ア) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (イ) 事業の投資効果
 - (ウ) 事業の進捗状況
 - イ 事業の進捗の見込み
 - ウ コスト縮減や代替案立案等の可能性

- (5) 県単独事業
 - 公共三部の各補助事業の再評価を行う視点に準ずる。

- (6) 費用対効果分析の実施
 - 事業の投資効果を明確にするため、原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

第6 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価を実施する事業

- (1) 事後評価を実施する事業は、以下の事業とする。
 - ア 事業完了後一定期間が経過した事業。
 - 「一定期間」とは、事業の特性を踏まえ、事業種別ごとに原則として別紙-4のとおりとする。
 - また、「事業完了」とは別紙-5のとおりとする。
 - イ 事後評価の結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業。
- (2) 事後評価を実施する際の事業の単位は、評価の一貫性から事前評価、再評価を実施する単位を基本とする。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの評価を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それらの効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

2 事後評価の実施

- (1) 事後評価の実施手続
 - ア 事後評価の実施時期は、以下のとおりとする。
 - (ア) 事業完了後一定期間が経過した事業にあっては、事後評価の対象となる事業完了後一定期間が経過した後、次の年度に実施する。

(イ) 改めて事後評価を行う必要があると判断した事業にあつては、事後評価の結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が実施時期を決めるものとする。

イ 事後評価の実施は以下のとおりとする。

別紙一 1にある事業ごとの各事業所管課が、関係事務所と協働しながら、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、実施するものとする。

ただし、事業完了後の管理主体が県と異なる事業にあつては、管理主体と調整を行い、事後評価を実施するものとする。

(2) 事後評価の実施方法

ア 事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果等について、事後評価に必要な調査を実施した後、県が自ら対象事業の「事後評価書」を作成する。

イ 評価委員会は、事後評価についての報告を受け、事業実施のもたらす効果等について、助言を行うものとする。

ウ 評価委員会での助言及び事後評価の結果については、公表するものとする。

3 事後評価の視点

(1) 事後評価を行う際の視点は以下を基本とする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

ア 国土交通省所管補助事業等及び交付金事業

(ア) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
(費用、施設の利用状況、事業期間等)

(イ) 事業の効果の発現状況

(ウ) 事業実施による環境の変化

(エ) 社会経済情勢の変化

(オ) 公共施設利用者の意見

(カ) 今後の事後評価の必要性

(キ) 改善措置の必要性

(ク) 同種事業の計画等の見直しの必要性

イ 農林水産省所管補助事業等及び交付金事業

(ア) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
(費用、施設の利用状況、事業期間等)

(イ) 事業の効果の発現状況

(ウ) 事業により整備された施設の管理状況

(エ) 事業実施による環境の変化

(オ) 社会経済情勢の変化

(カ) 評価結果、今後の課題等

ウ 環境省所管補助事業等及び交付金事業

(ア) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
(イ) 事業の効果の発現状況

(ウ) 事業実施による環境の変化

(エ) 社会経済情勢の変化

(オ) 今後の事後評価の必要性

(カ) 改善措置の必要性

(キ) 同種事業の計画等の見直しの必要性

エ 県単独事業

公共三部の各補助事業の事後評価を行う視点に準ずる。

(2) 各事業所管課は、事業の目的と事後評価の結果等を踏まえ、管理主体と調整し、運用面、施設

面等の視点から、事業に改善が必要と判断した場合には、適切な改善措置を検討するものとする。

第7 栃木県公共事業評価委員会

栃木県（公共三部）は、事前評価・再評価・事後評価（以下、「事業評価」という。）に当たって、学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見等を聴き、その意見等を尊重するものとする。

1 栃木県公共事業評価委員会の設置

栃木県（公共三部）は、事業評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される評価委員会を設置するものとする。

なお、市町村等からの要請に応じ、市町村等自ら公共事業評価委員会を設置する方法に代えて、評価委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 評価委員会における対象事業

評価委員会は、事業評価を実施する全ての事業の対応方針（案）について審議等を行うものとする。なお、市町村等から評価委員会へ審議依頼のあった事業についても、同様とする。

3 評価委員会の役割

評価委員会は、当該事業に関して事業評価の実施主体が作成した対応方針（案）に対して審議等を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申又は助言を行うものとする。

4 評価委員会における審議方法

審議方法は、評価委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 評価委員会の意見等の尊重

事業評価の実施主体の長は、評価委員会より意見等の提出があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 評価委員会の運営

評価委員会の設置及び運営に関する必要な事項は、別に定めるものとする。なお、評価委員会には、事務局を置くこととし、評価委員会の庶務及び運営に当たるものとする。

第8 評価結果等の公表

栃木県（公共三部）は、事業評価の結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事業評価の根拠等とともに公表するものとする。

第9 その他

1 関係省庁との密接な連携、調整

事業所管課は、事業評価の実施に際し、関係省庁の事業所管部局とヒアリング、相談、データの提供等により、密接な連携、調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

事業所管課は、本要領に基づき、事業種別ごとの事業評価についての実施要領の細目を定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「栃木県公共事業事前評価実施要綱（平成19年4月1日策定）」、「栃木県公共事業再評価実施要領（平成19年4月1日策定）」、「栃木県公共事業事後評価実施要領（平成20年4月1日策定）」は、廃止する。

附 則

- 1 本要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙-1)

事業評価の対象とする事業

県土整備部 関係事業		農 政 部 関係事業		環境森林部 関係事業	
事 業 名	事業所管課	事 業 名	事業所管課	事 業 名	事業所管課
道路事業 街路事業	交通政策課	農村整備事業	農村振興課	自然公園施設事業	自然環境課
	道路整備課 道路保全課 都市整備課	草地畜産基盤整備事業	畜産振興課	林道事業 治山事業	森林整備課
河川事業	河 川 課	農地整備事業	農地整備課		
ダム事業 砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 雪崩対策事業	砂防水資源課	農村地域防災減災事業 水利施設整備事業			
下水道事業	上下水道課				
土地区画整理事業	都市政策課				
市街地再開発事業	都市政策課 建 築 課				
都市公園等事業	都市整備課				
住宅市街地整備 総合支援事業等	建 築 課				
公営住宅整備事業等 住宅地区改良事業等	住 宅 課				
住宅市街地 基盤整備事業	住 宅 課 関係事業 担当課				

(注) 維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等は除く。

(別紙-2)

再評価における「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
道路事業・街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅市街地整備総合支援事業等 ・住宅地区改良事業等	用地買収手続、工事ともに未着手
公営住宅整備事業等	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
農村整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
草地畜産基盤整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
農地整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
農村地域防災減災事業	用地買収手続、工事ともに未着手
水利施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
自然公園施設事業	用地買収手続、工事ともに未着手
林道事業	工事に未着手
治山事業	工事に未着手

(別紙-3)

再評価における「再評価実施後一定期間」の定義

事業名	一定期間
道路事業・街路事業	5年
河川事業	5年
ダム事業	5年
砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策事業	5年
土地区画整理事業	5年
市街地再開発事業	5年
都市公園等事業	5年
下水道事業	10年
住宅市街地整備総合支援事業等 ・住宅地区改良事業等	5年
公営住宅整備事業等	5年
住宅市街地基盤整備事業	5年
農村整備事業	5年
草地畜産基盤整備事業	5年
農地整備事業	5年
農村地域防災減災事業	5年
水利施設整備事業	5年
自然公園施設事業	3年
林道事業	5年
治山事業	5年

(注) 下水道事業については、新たな機能の付加・改良を伴わない単純な更新のみを行う事業等は除く。

(別紙-4)

事後評価における「事業完了後一定期間」の定義

事業名	一定期間	理由(5年とした理由)
道路事業・街路事業	3年	—
河川事業	5年	自然災害等の発生による事業効果の評価に完了後長期を要する
ダム・砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策事業	5年	自然災害等の発生による事業効果の評価に完了後長期を要する
土地区画整理事業	5年	土地利用増進の評価に完了後長期を要する
市街地再開発事業	5年	周辺環境等への影響の評価に完了後長期を要する
都市公園等事業	1年	—
下水道事業	5年	各戸への供用、水質向上効果の評価に完了後長期を要する
住宅市街地整備総合支援事業等	1年	—
公営住宅整備事業等 ・住宅地区改良事業等	1年	—
住宅市街地基盤整備事業	関連公共施設等整備事業に準じる	
農村整備事業	5年	営農効果等の評価に完了後長期を要する
草地畜産基盤整備事業	5年	営農効果等の評価に完了後長期を要する
農地整備事業	5年	営農効果等の評価に完了後長期を要する
農村地域防災減災事業	5年	営農効果等の評価に完了後長期を要する
水利施設整備事業	5年	営農効果等の評価に完了後長期を要する
自然公園施設事業	5年	利用者や周辺環境に対する影響の評価に完了後長期を要する
林道事業	5年	森林整備増進等の評価に完了後長期を要する
治山事業	5年	自然災害等の発生による事業効果の評価に完了後長期を要する

※事業完了後一定期間の定義については、上記を原則とする。

- (参考) ◆ 事業完了後3年の場合
- ・事業完了
 - ・事業完了後 1～3年目迄 … データ収集、資料作成
 - ・事業完了後 4年目 … 事後評価
- ◆ 事業完了後5年の場合
- ・事業完了
 - ・事業完了後 1～5年目迄 … データ収集、資料作成
 - ・事業完了後 6年目 … 事後評価

(別紙-5)

事後評価における「事業種別ごとの事業完了」の定義

事業名	事業完了の定義
道路事業・街路事業	原則として事業区間が供用を開始した時点
河川事業	原則として事業単位区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
雪崩対策事業	雪崩危険箇所における一連の雪崩対策事業が終了した時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が完了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業等	原則として事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業が完了した時点
住宅市街地基盤整備事業	関連公共施設等整備事業に準じる
農村整備事業	原則として事業が完了した時点
草地畜産基盤整備事業	原則として事業が完了した時点
農地整備事業	原則として事業が完了した時点
農村地域防災減災事業	原則として事業が完了した時点
水利施設整備事業	原則として事業が完了した時点
自然公園施設事業	原則として事業が完了した時点
林道事業	原則として事業区間が供用を開始した時点
治山事業	全体計画又は一定計画策定単位で整備が完了した時点